

## 農林水産部総合評価落札方式改定概要

○適用年月日：令和7年（2025年）6月1日以降の入札公告から適用

### 主な改定内容

#### 1. 評価内容の担保

##### (1) 評価項目不履行時の点数見直し

評価内容の確実な履行を目的として、評価項目不履行時の減点数を－1点から－5点に変更します。

評価項目	不履行時の減点（点）		改定後（点）
施工計画	－10【基本型Ⅰ】－15【基本型Ⅱ】	▶ 継続	－10【基本型Ⅰ】－15【基本型Ⅱ】
主要資材の県産材使用	－1【基本型・簡易型Ⅱ】－0.5【簡易型Ⅰ】	▶ 拡大	－5
県内企業への下請又は自社施工	－1【基本型・簡易型Ⅱ】－0.5【簡易型Ⅰ】	▶ 拡大	－5
登録基幹技能者の配置	－1【基本型・簡易型Ⅱ】－0.5【簡易型Ⅰ】	▶ 拡大	－5
週休2日（4週8休）の実施	－1【基本型・簡易型Ⅱ】－0.5【簡易型Ⅰ】	▶ 拡大	－5
ICT施工の実施	－1【基本型・簡易型Ⅱ】－0.5【簡易型Ⅰ】	▶ 拡大	－5
配置予定技術者の変更	配置予定技術者で得た合計点の差分	▶ 継続	配置予定技術者で得た合計点の差分
若手技術者の追加配置	－1【基本型・簡易型Ⅱ】－0.5【簡易型Ⅰ】	▶ 拡大	－5

「配置予定技術者の変更」については、減点一律化による変更技術者配置の品質低下を避けるため現状維持とします。

#### 2. 配置予定技術者

##### (1) 配置予定技術者の途中交代において妊娠・出産・育児等による交代時の減点廃止

「こどもまんなか熊本」推進に向けて企業を応援するために、妊娠、出産、育児、介護、及び技術者本人の死亡、4日以上入院を伴う傷病に伴う配置予定技術者の途中交代については減点措置をなくします。

以上